

令和7年度 社会福祉法人「じねんじょ」事業計画



1 法人（本部）事業計画

【法人理念】

- 一人ひとりの人格を尊重し、人権を保障し、その人らしさを大切にした支援を行うこと
- 安全で安心できる場であること
- 地域の人達と積極的に交流し、地域に根ざした日々の活動を行うこと

【方針】

本年度は、社会福祉法人じねんじょが「重症心身障害者地域生活支援センター」として活動を開始して20年+1年となります。この間に、利用者の親世代の高齢化に伴い、家庭内のわが子へのサポート機能低下、利用者の加齢による医療・介護の必要度の増加、そして「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行（令和3年9月）され、重症心身障害児及び医療的ケア児に対する福祉も変わり、心身の状況等に応じた適切な支援体制や親の就労支援などの子育て環境等に応じた支援、関係機関が協働して取り組むなど変化してきています。

本年度は、これらの変化に対応すべき基盤づくりの新たな出発の1年目として、本人・家族に必要な支援の構築、支援者の職員が充実感の得られるような環境に努めます。

① 法人の体制について

・法令等遵守（コンプライアンス）

社会福祉法などの関係法令はもとより、法人の理念や諸規程を遵守します。

労働環境の整備、諸規定（就業規程、給与規程等）を見直し働きやすい環境を図ります。

・組織統治（ガバナンス）の確立

組織体制の整備を進め、本部機能及び各事業が適正に運営ができるよう、規程や決め事などを見直します。（次年度予算理事会に就業規程、給与規程の議案提出）

- ・職員及び利用者等を問わず、多様性を受け入れ、個性を尊重し、活動するための環境を整えるなどインクルージョンの理念を尊重し、障害者差別・虐待のない社会を目指します。

- ・地域貢献及び公益的な貢献活動の推進をします。

地域における様々な福祉課題、生活課題に対して、関係機関などと連携・協働を図り公益的な取り組みを推進します。

- ・少子高齢化社会の現状は、福祉の労働力不足に直結する課題であり、5年先を見据えて、職員体制の整備と共に人材の定着、育成をします。

② ICT（情報通信技術）等の有効活用について

- ・コミュニケーションツールやICT（情報通信技術）技術を活用し、情報提供、情報発信など業務・事務の省力化と効率を図ります。

③ 法定研修（訓練含む）に向けた取り組みについて

- ・業務継続計画に関する研修等の法定研修、規則など周知のために必要である研修を実施します。

令和7年度生活介護サービス事業所「じねんじょ」事業計画 生活介護サービス事業所「だいち」事業計画



本年度の利用登録者等の状況については、総合支援学校高等部を卒業して新規利用契約者はなく、また、昨年度からの利用登録更新は、じねんじょ 31 名、だいち 20 名で5名減の51名の状況です。利用者の年齢は 19 歳から 47 歳と利用年齢の幅があり、35 歳以上の利用者割合が 31.4%と3割を超えています。高齢化ではないが、健康維持を意識した支援、障害特性（知的、身障、医療ケア他）に対応した支援をします。

令和7年度 生活介護サービス事業所 じねんじょ+だいち 年齢構成

年齢	人数	割合	
40～	6	11.8%	56.9%
35～39	10	19.6%	
30～34	13	25.5%	
25～29	7	13.7%	43.1%
20～24	14	27.5%	
18～19	1	1.9%	
合計	51	100.0%	100.0%

平均年齢 30.5 歳 (表1)

【今年度目標】

- ① 地域交流とメンバーの主体的な活動参加
一人ひとりのメンバーの自分らしさ（得意なこと、自分の強み）が発揮でき地域の中で活かす
SNSなどを活用し、じねんじょの活動を地域の方へ発信する
- ② 他機関・多職種連携
安定した在宅生活の維持と新たな生活づくりのために、他の障害福祉サービス事業や関係機関と情報共有に努める
本人の機能維持及び向上のため、多職種連携を図る。
- ③ 支援の質の向上と情報等の電子化
暮らし全体のアセスメントを行い、一人ひとりのメンバーのニーズに沿った支援と障害特性に応じた環境を提供する
多職種チームで本人の意思決定支援に取り組む
研修会や勉強会、他施設見学などを重ね、見識を深め、自己研鑽に努める
- ④ ノーリフティングケア
メンバーへの安心安全な介助と職員の介護軽減を目的とし、介護の質の向上や業務改善としてノーリフティングケアを推進する

令和7年度 放課後等デイサービス事業「むく」事業計画

【今年度の目標】

- ① 支援プログラムに沿って、本人支援【「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」】、家族支援、地域連携を念頭に置き、日々のサービス提供に努める



- ② 幼児期から成人期の間に位置づけされている支援を行う為、家庭や学校、他事業所等との情報共有をし、つなぎつながる支援ができるようより一層丁寧なアセスメントに努める。また、必要に応じて関係機関、専門職で協働する
- ③ 「自己選択・自己決定」の機会を増やし、子どものできる事、得意な事などストレングスの視点に着目した支援を行う
- ④ 研修会や勉強会、他施設見学等を積み重ね、職員及び事業所の支援の質を高められるよう努める
- ⑤ 保護者等からの事業所評価、事業所職員における自己評価を分析し、課題解決に向けたより良い支援ができるよう努める
- ⑥ メンバーへの安心安全な介助及び、職員の介護軽減を目的としノーリフティングケアを実践する

むく（放課後等デイサービス） 学年構成				
学 年		人 数	割 合	
高等部	3 年	4	13.8%	44.9%
	2 年	4	13.8%	
	1 年	5	17.3%	
中学部	3 年	2	6.9%	17.2%
	2 年	2	6.9%	
	1 年	1	3.4%	
小学部	6 年	2	6.9%	24.1%
	5 年	3	10.3%	
	4 年	2	6.9%	
	3 年	0	0.0%	13.8%
	2 年	4	13.8%	
	1 年	0	0.0%	
合 計		29	100.0%	100.0%
平均年齢		14.9 歳		(表 2)



令和 7 年度 児童発達支援事業「むくっこ」事業計画

【今年度の重点目標】

① 本人支援

- ・支援プログラムに沿って、5 領域【人間関係・社会性】【言語・コミュニケーション】【認知・行動】【運動・感覚】【健康・生活】の視点を踏まえた個別支援計画を作成し、サービスの提供を行う

むくっこ（児童発達支援構成）				
区 分		人 数	割 合	
未就学児	年長	2	20%	50%
	年中	1	10%	
	年少	2	20%	
	3 歳未満	5	50%	50%
合 計		10	100%	100%
平均年齢		3.8 歳		(表 3)

② 家族支援

- ・保護者が安心して働けるようサポートする。
- ・家族で参加できるイベントを企画し、保護者、きょうだい児の仲間づくりをサポートする

③ 地域支援・地域連携

- ・地域の保育園等や子育て支援施設と定期的な交流を行い、子どもたちも保護者も安心して地域で生活できるようにサポートする。
- ・関係機関と情報交換・情報共有を行い、連携しながら、総合的な生活支援ができるように努める

④ 移行支援

- ・ 保育所等の併行通園や移行がスムーズに行えるように、関係機関への情報提供、環境整備を行う

令和7年度 居宅介護事業「ヘルパーステーションふわり」事業計画

【基本方針】

居宅介護事業「ふわり」は、利用者が居宅において日常生活を営むのに必要な身体介護を行うことで、利用者の安定した在宅生活の継続を目指します。併せて余暇支援を行い、利用者の活動範囲を広げることで、社会参加を促し生活の質の向上を図ります。

居宅に入ることで見えてくる生活情報や本人の新たなニーズ、そして余暇支援での個別の様子や特性などの情報を関連機関等と共有しながら、本人の個別支援計画に反映します。



【今年度の重点目標】

- ・ 利用者の人格と意思を尊重した支援を行う
- ・ 利用者の心身の状態及び生活環境、家族の状況に応じた適切な支援を行う
- ・ 新規利用者の受け入れ、また、利用者の状態・状況の変化に際して、合理的配慮、医療的ケア、介護方法、障害に関する情報、特性の理解、生活状況について利用者、家族から聞き取りをし、職員と協議、分析、安心・安全な環境づくりに努める 利用者、家族や他事業所と情報を共有し、連携を図る
- ・ 利用者を取り巻く環境や状態、家庭背景などを総合的に把握し、本人らしく社会参加することができる余暇外出の提案をする
- ・ 研修会への参加や勉強会を開催し、職員の介護技術等の向上を図る 適宜介護方法を見直し、介護技術向上を図る 介護負担軽減に有効な機器の情報を収集し、職員との共有、実施を重ねる
- ・ 利用者が安心して暮らすことのできる地域へと働きかけ、地域での活動の幅を広げ、日常生活、社会参加するうえでの様々なバリアに対して、利用者目線で困ったことや改善してほしいことなどの把握に努める
- ・ 地域の福祉団体、事業所などと社会福祉の基盤づくりのために共に働く

令和7年度 「相談支援事業所じねんじょ」事業計画

【基本方針】

相談支援事業所じねんじょは、福祉サービス利用者を対象とした計画相談支援、障害児通所支援を利用する障害児を対象とした障害児相談支援を行います。契約者数は児と者とを合わせて114名（R7.3 現在）です。

- ・ 障害のある人が生活をしていく中で直面する様々な問題や課題について相談に応じ、その人らしくいきいきと暮らしていくための支援を行っていきます。
- ・ 利用者やご家族の思い、願いや問題・課題解決に向けてのスピードをしっかりと

り受け止めながら支援をすすめていきます。また利用者の尊厳を尊重し、利用者主体の支援を行うよう努めます。

- ・利用者のもっている能力や生きる力を引き出し、利用者一人ひとりの願う「自立」にむけて踏み出せるような支援を目指します。また虐待の防止や早期発見、利用者の意見や意向の代弁など、エンパワメントと権利擁護の視点で支援を行います。
- ・山口県西部医療的ケア児支援センターの医療的ケア児等コーディネーターとして、東部と連携し、本人、家族や支援者からの相談をワンストップで受け止め、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システムを構築するための役割を果たせるよう努めます。

【今年度の重点目標】

- ・主任相談支援専門員として地域づくりの場へ積極的に参画することや山口県の相談支援専門員の養成に携わり、後任育成に尽力する
- ・計画策定の過程において利用者の意思を尊重した支援を行う（意思決定支援）
- ・法人内各事業所のサービス管理責任者等との円滑な情報共有に努める
- ・医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験の蓄積を行う
- ・多職種連携を実現するための水平関係（パートナーシップ）の構築力を高める
- ・他の相談支援事業所との連携を図り、地域課題について検討する
- ・相談スキルアップのために外部研修に参加する
- ・人権権利擁護等の外部研修へ参加し、内部研修の計画・実施をすることで、法人全体の職員の人権権利擁護の意識向上を図る

